

平成 30 年度 養父市創業・第二創業補助金のご案内

養父市の地方創生の取り組みの一環として、産業振興と経済の活性化、新たな雇用創出を目的に、市内における多様な創業・第二創業を支援します。

1 申請受付期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）から 平成 30 年 10 月 31 日（水）まで

2 補助対象事業

市内で創業、第二創業により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもので、補助金の交付対象となる経費の総額が 50 万円以上のものです。

※事業の内容により対象としない場合があります。

【創業・第二創業の定義】

創業…個人又は新たに設立した法人が新たに事業を行うものをいいます。

第二創業…すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換又は新事業進出等を行うものをいいます。

3 対象となる方

補助の対象となる方は、次の①から⑥のすべてに該当する方です。

- ① 創業又は第二創業を行った日から 3 年未満の方で、市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。）を有し、又は設けようとする方
- ② 個人事業主の場合にあっては、事業の完了までに養父市に居住し、住民登録がされている方
- ③ 法人の場合にあっては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている方
- ④ 市税等を滞納していない方
- ⑤ 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有する方
- ⑥ 個人事業主にあっては本人又は後継予定者が、法人にあっては役員のいずれかが養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を有する方

【養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業】

- ① 養父市創業・第二創業塾
- ② 企業支援センター（養父市商工会）による個別相談（規定の内容で 4 回以上）

4 補助対象期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

5 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、創業、第二創業に係る経費のうち、次の①から⑧の経費のもので、上記補助対象期間に支払ったことが証明できる経費です。

- ① 人件費
- ② 工事・修繕費
- ③ 設備・備品等購入費
- ④ 事業所等の賃借料
- ⑤ 業務委託・外注費
- ⑥ 謝金等
- ⑦ 広告宣伝費
- ⑧ 研修費

6 補助率と補助金額

補助率：上記対象経費合計額の2分の1以内

※ただし、補助の対象となる方が、女性、40歳未満の方又は養父市に住民登録後3年以内の方（U・Iターン者）の場合は、上記対象経費合計額の3分の2以内

補助金の限度額：100万円

※ただし、市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業の場合は、限度額200万円

7 申請方法

所定の申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて養父市役所商工観光課に提出してください。

8 問い合わせ先

補助金に関すること … 養父市役所商工観光課 ☎079-664-0289

特定創業支援事業に関すること … 養父市商工会 ☎079-662-7127